

子育て世帯への食を通じた
つながり支援補助金

募集案内

令和6年1月

1. 趣旨

今般の物価高騰等の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯を、食品等の提供を通じて、地域や行政等の支援機関につなげることを目的として、民間団体等が行う多様な取り組みに対して、予算の範囲内で補助を行います。

2. 補助対象事業

「物価高騰等の影響で生活が厳しい状況になるなど、行政等の支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯等（以下、対象者）へ食品等を提供できるよう工夫すること」及び「食品等の配布を行う場合は、対象者ができるだけ人目を気にせず取りに来られるよう工夫すること」を条件として、対象者に食品等を提供するとともに、食品等の提供を行った対象者を必要に応じて地域や行政等の支援機関につなげる取り組みを補助対象とします。

なお、食品等の配布を行う場合は、配布場所について、地域住民の理解と協力を得られることが前提です。

(1) 事業対象者

物価高騰などの影響で生活が厳しい状況にある子育て世帯（おおむね週10世帯以上の参加が見込まれること）

(2) 実施内容

下記のいずれかに該当する方法により対象者に食品等を提供するとともに、食品等の提供を行った対象者に対し、必要に応じて地域や行政等の支援につなげる

- (ア) スポットの的に場所を借り上げるなどし、週1回以上かつ1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う
- (イ) テナント等を常時借り上げ、週2回以上かつ1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う
- (ウ) その他、補助対象団体が提案し、神戸市において認められた方法により提供する

(3) 補助対象外となる事業

- ① 営利を目的とした事業
- ② 政治的活動・宗教的活動

- ③ 有料で行う事業
- ④ 国、兵庫県、神戸市、民間団体からの助成や受託事業等と重複する事業
- ⑤ その他、趣旨に合致しない事業

(4) 留意事項

- ① 食品等は、原則として、協力企業から寄附をしていただいた食品等やふるさと納税により募った寄附金により購入した食品等を、神戸市の委託する食品拠点業務受託事業者（以下「食品拠点」という。）を通じて、補助団体に提供するものとします。神戸市とは、別途「食品の譲渡に関する合意書」を締結、もしくはこれに準じた手続きをしていただきます。
- ② 食品拠点からの食品等の受け入れに際しましては、補助対象団体より食品拠点に連絡の上、必要数量、配送日等の調整を行ってください。
ただし、現在神戸市において構築を進める食品等のマッチングシステム稼働後は、本システムを活用し、食品拠点と、必要数量、配送日等の調整を行っていただきます。また、食品等の配布後は、本システムを活用し、配布完了報告（配布数量や食品等の寄附をしていただいた企業へのメッセージの入力など）を行っていただきます。
- ③ 企業等から寄附をしていただける食品等の量によっては、希望通りの数量を提供できない場合がありますので、あらかじめご留意ください。
- ④ 神戸市から提供する食品等が著しく少ないなど、やむを得ない事情がある場合は、神戸市と事前協議の上、合理的な範囲で休止日を設けることを可能とします。
- ⑤ 補助対象団体が決定された際は、連絡先や食品等の配布場所等を神戸市 HP 等で公表する予定です。
- ⑥ 児童館等の指定管理者となっている団体が本事業を実施する場合は、事前に指定管理所管課に承認を取ってください。

3. 補助対象団体

神戸市内の活動拠点又は神戸市内の地域課題への取組実績を有し、かつ、子育て世帯への食を通じたつながり支援事業を継続して実施できる団体が対象です。

なお、法人格を有しない団体（ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く）においては、下記のすべての条件を満たしていれば申請可能です。

- ・ 団体の構成員が 10 名以上
- ・ 構成員の過半数が神戸市内在住・在勤または在学
- ・ 構成員の過半数が地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の 1 年以上の活動実績を有すること

[補助対象外となる団体]

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体
- ・ 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体

4. 補助金額

補助金額は、下表に掲げる補助基準額を上限とし、予算の範囲内で決定します。

【補助基準額】

補助対象事業		補助基準額
(ア) スポットの場所に借り上げるなどし、週 1 回以上かつ 1 日あたり 3 時間以上、食品等の配布を行う		500,000 円
(イ) テナント等を常時借り上げ、週 2 回以上かつ 1 日あたり 3 時間以上、食品等の配布を行う		1,000,000 円
(ウ) その他、補助対象団体が提案し、神戸市において認められた方法により提供する	(ア) に準じる場合	500,000 円
	(イ) に準じる場合	1,000,000 円

上記の内、(イ) もしくは、(ウ) (ただし、(イ) に準じる場合に限る) において、テナント等を新規で借り上げて実施する場合は、補助団体ごとに 1 回限り、必要最低限の改修などに要する費用として、1,000,000 円を加算する。(過去、同様の趣旨で、2,000,000 円の補助を受けている団体は対象外)

[補助金の減額や返還について]

- ・ 予定していた実施日数に達しない場合は、補助金を返還していただく可能性があります。
- ・ 天災等やむを得ない事情により実施できなかった場合においては、実施日数としてカウントできます。上記事由により実施できなかった場合は、必ず神戸市子ども未来課までご報告ください。(なお、やむを得ず中止になった場合でも、準備のためにすでに支出した費用については、補助の対象となります)

5. 補助対象経費

事業の実施に要する経費のうち、次の経費が補助の対象となります。

費 目	内 容
人件費	ボランティアの謝金等人件費、交通費
事業費	消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、食品購入費、保険料、光熱水費、会場借上費、テナント等賃借料、配送料
備品購入費	その性質形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（消費税含む）が2万円以上のものを備品とする。ただし、机・椅子類は金額に関係なくすべて備品とする。 なお、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は対象外とする。
改修費	新規でテナント等を借り上げる場合において、事故防止のための床補修等、必要最低限の改修に要する費用のみ対象とする。

- ・ 団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外となります。
- ・ また、人件費や会場借上費、備品購入費などについて、通常より著しく高額な経費と判断される部分については補助対象外となります。

6. 補助対象期間

補助対象期間は下記の通りです。

補助対象期間	申請期間 (申請締め切り日)	補助金交付決定通知
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和6年3月7日(木曜)	令和6年3月中旬頃

7. 応募方法

以下の提出書類を作成のうえ、神戸市こども家庭局こども未来課にメールでお送りください（提出先メールアドレス：kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp）。

メールでの送付が難しい場合、郵送での受付も可能です。事前に当課にご連絡ください。提出いただいた書類に基づき、事業内容についてヒアリングおよび現地確認を実施することがあります。

【提出書類】

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書
- ・ 応募団体の概要（定款等の規約、役員等の名簿、パンフレットなど）
- ・ 団体の地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の活動実績（1年以上）がわかるもの
- ・ 法人格を有しない団体（ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く）は、活動目的、構成員、事業内容がわかるものに加え、構成員の名簿、構成員の地域活動又は児童の支援等に資する福祉活動等の活動実績（1年以上）がわかるものとしします。

8. 補助団体の選定方法

申請書の内容について、必要に応じて神戸市のヒアリングや実施場所の確認などを行った上で、神戸市の審査会において、書面審査により、要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、収支の妥当性、当該地域の子育て世帯への食支援等の実情を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助の採否及び補助予定金額を決定します。

9. 事業報告

補助団体は毎月10日までに、前月の食品等を提供した対象者数等及び食品等の取扱状況を様式第14号、様式第15号に記入の上、神戸市こども未来課に提出してください。

年間の事業期間終了後、すみやかに（期日にはついては、別途指定します）事業報告書（様式第9号）、収支決算書、補助金の使途が確認できる明細一覧、実施日数及び食品等を提供した対象者数がわかる一覧等を提出いただきます。

- ※1 収支決算書については、事業年度末に第三者の監査を受ける又は団体の総会等で報告することとし、これを証する書面を添付してください。
- ※2 事業報告書・会計の内容等について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行うことがあります。

10. 補助金の交付

実績報告書類等の内容を基に、補助交付金額の確定を行った後、各団体からの請求（様式第12号）に基づいて交付します。

ただし、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合は、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いにて交付します。

補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を神戸市に返還するものとしします。

11. その他

(1) 交付決定について

本募集は、令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく交付決定をしないことがあります。

(2) 事業内容の変更

事業内容の変更については、軽微なものを除き、神戸市に補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を提出し、神戸市の承認を得る必要があります。

(3) 補助金の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずる場合があります。

ア 補助金を本事業の用途以外に使用したとき

イ 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

ウ その他「子育て世帯への食を通じたつながり支援事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき

12. 問い合わせ先及び送付先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階

神戸市こども家庭局こども未来課

電話 078-322-5213

メール kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp